

## ～訪問看護の指定基準等について～

### 1 業務内容

訪問看護とは、居宅要介護者（主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）の居宅を訪問し、看護師その他厚生労働省令で定められた者が提供する療養上の世話又は必要な診療の補助をいいます（法第8条第4項）。

### 2 訪問看護の指定

介護保険制度のもとで訪問看護事業を行う場合は、介護保険法、横須賀市条例、指定居宅サービス事業等及び指定介護予防サービス等に関する基準（厚生労働省令）等を満たしていることが必要です。

介護保険法の指定があったときは、健康保険法に基づく訪問看護の指定があったものとみなされます。

### 3 訪問看護ステーションの指定基準

#### 【人員基準】

#### ○ 管理者

- ・ 常勤専従職員であること

ただし、次に掲げる場合であって、訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、兼務が可能です。

①管理者が当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事する場合

②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事する場合

- ・ 保健師、看護師であること（保健婦助産婦看護婦法第14条第3項の規定により、保健師、看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものであること）
- ・ 適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者であること（医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者であること）

#### ○ 看護職員

- ・ 保健師、看護師、准看護師であること
- ・ 員数は常勤換算方法で2.5以上配置すること
- ・ 1名は常勤とすること

#### ○ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

- ・ 実情に応じた適当数を配置すること（配置しないことも可）

## 【設備基準】

- 事務室
  - ・ 事業を行うために必要な広さの専用の事務室を設けること（業務に支障がないときは、訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。）
- 相談室
  - ・ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適当なスペースを確保すること（相談室が専用の部屋でない場合はパーテーション等で囲われている相談スペースを確保すること）。
- 必要な設備及び備品を備えること。
  - ・ 手指を洗浄するための設備、オートクレーブ（事業所で滅菌処理する場合のみ）等感染症予防に必要な設備を備えていること。